



目 次

告 示

○ 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案
等……………（環境局総務部環境政策課）……一

○ 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局環境改善部化学物質対策課）……八

正 誤

○ 令和七年十一月四日付東京都告示第千二十六号……九

告 示

○ 東京都告示第千百二十五号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第十九

六号。以下「条例」という。）第四十八条の規定に基づ

き、（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業に

ついて、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）

及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定

に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二

条の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月十一日

東京都知事 小池百合子

一 事業段階関係地域の範囲

文京区 後楽一丁目、後楽二丁目、春日一丁目、春日

二丁目、小石川一丁目、小石川二丁目、小石

川三丁目、小石川四丁目、水道一丁目及び水

道二丁目の区域

新宿区

市谷船河原町、神楽坂二丁目、神楽坂二丁目、

神楽坂三丁目、神楽坂四丁目、神楽坂五丁目、

神楽坂六丁目、揚場町、津久戸町、東五軒町、

西五軒町、赤城元町、袋町、白銀町、下宮比

町、若宮町、岩戸町、筑土八幡町、新小川町

及び神楽河岸の区域

千代田

九段北一丁目、富士見一丁目、富士見二丁目、

飯田橋一丁目、飯田橋二丁目、飯田橋三丁目、

飯田橋四丁目、神田三崎町二丁目及び神田三

崎町三丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

後楽二丁目南地区市街地再開発準備組合

代表理事 金沢 致吉

文京区後楽二丁目三番十号

三 対象事業の名称及び種類

（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業

高層建築物の設置

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、文京区後楽二丁目一番から三番までに位

置する計画地に、事務所、住宅、店舗等を計画するもの

である。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、土壤汚染、地盤、

水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、

自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスに

ついて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

（一）期間

令和七年十二月十一日から令和八年一月十五日まで。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律

（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日並

びに令和七年十二月二十九日から同月三十一日及び令

和八年一月二日を除く。

なお、令和七年十二月二十九日から令和八年一月三

日までの日は、縦覧期間の日数に算入しない。

（二）時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

（三）場所

文京区資源環境部環境政策課

文京区春日一丁目十六番二十一号 文京シビック

センター十七階

新宿区歌舞伎町一丁目四番一号

新宿区環境清掃部環境対策課

千代田区歌舞伎町一丁目四番一号

千代田区九段南一丁目二番一号 千代田区役所五

階

東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

(一) 提出方法

持参、郵送又は電子申請サービス

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称
ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和八年一月三十日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号 162-11-8001 新宿区西新宿1丁目

八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/index.html

別記(原文のまま記載)

・環境に及ぼす影響の評価の結論
対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(11)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
----	-------

1. 大気汚染

《工事の施行中》

【建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】
二酸化窒素について、建設機械からの排出量が最大となる時期において予測を行った結果、二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間 98%値)に変換した値は 0.076ppm であり、環境基準値(0.04 から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下)を上回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は 70.1%である。

また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は 0.059mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は 37.5%である。

工事の実施にあたっては、建設機械による寄与率を極力少なくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努め、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めることとともに、建設機械の不必要的アイドリングの防止や良質な燃料の使用などにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。また、建設機械は定期的な整備点検を行い、故障や異常の早期発見を行うとともに、不必要的空ぶかしや急発進等の禁止を徹底させる。

【工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】

二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間 98%値)に変換した値は 0.036～0.038ppm であり、環境基準値(0.04 から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下)を下回る。工事用車両の走行による寄与率 0.2～1.5%である。

また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は 0.032mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。工事用車両の走行による寄与率は 0.1%未満である。

《工事の完了後》

【関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】

二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間 98%値)に変換した値は 0.036～0.038ppm であり、環境基準値(0.04 から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下)を下回る。関連車両の走行による寄与率は 0.1%未満～0.2%である。

また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は 0.032mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。関連車両の走行による寄与率は 0.1%未満である。

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論
音圧(㏈)の結論

項目	【地下駐車場の供用に伴う発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】
1. 大気汚染	二酸化窒素の将来濃度（年平均値）を日平均値（年間 98%値）に変換した値は 0.037ppm であり、環境基準値（0.04 から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下）を下回る。地下駐車場の供用に伴う寄与率は 2.0% である。
	また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度（年平均値）を日平均値（2%除外値）に変換した値は 0.034mg/m ³ であり、環境基準値（0.10mg/m ³ ）を下回る。地下駐車場の供用に伴う寄与率は 0.1% である。
2. 騒音・振動	《工事の施行中》
	【建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音及び振動】
	建設作業騒音レベル（L _{Ad} ）は、解体工事では南側敷地境界付近において最大 84dB であり、勧告基準値（85dB）を下回る。また、新築工事では北側敷地境界付近において最大 71dB であり、勧告基準値（80dB）を下回る。
	なお、工事の実施にあたっては、建設機械の集中稼働を行わないよう、建設機械の分散稼働に努める。また、作業時間及び作業手順は、周辺に著しい影響を及ぼさないように、事前に工事工程を十分検討し騒音の低減に努める。
3. 土壌汚染	《工事の施行中》
	【汚染土壤の掘削・移動等に伴う土壤の影響の内容及び程度】
	計画地内の一帯には水質汚濁防止法に基づく届出事業所が存在していた。また、それ以外の範囲についても、有害物質の使用が推測される印刷関連業、金属加工、クリーニング、医療関連業等の存在が確認されていることから、有害物質が使用された可能性が否定できない。
	事業実施に伴う地形改変にあたっては、土壤汚染防止法第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続きを行う。また、工事実施に際して新たな汚染土壤が確認された場合においては、「土壤汚染対策法」及び「環境確保条例」に則り、適切な飛散・拡散防止措置を実施することから、汚染土壤が計画地周辺に拡散することはないと考えられる。
	なお、汚染土壤が確認された場合には、土壤汚染の汚染拡散防止措置を実施するとともに、その内容を事後調査において明らかにする。
	以上のことから、事業の実施に伴い土壤汚染が周辺地域に影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものと考える。
4. 道路交通騒音	《工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音及び振動》
	工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル（L _{Ad} ）は、昼間 60～73dB であり、No.5 地点（目白通り）の昼間を除く地点は環境基準値（65dB、70dB）を満足する。
	工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、1dB 未満～2dB である。
	環境基準値を上回っている No.5 地点（目白通り）の昼間 73dB は、現況においても環境基準値（70dB）を超過しており、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は 1dB 未満である。
	工事用車両の走行にあたっては、アイドリングストップ等の実施を周知・徹底し、騒音の影響の低減に努める。
5. 関連車両の走行に伴う道路交通騒音	《工事の完了後》
	【関連車両の走行に伴う道路交通の騒音及び振動】
	関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル（L _{Ad} ）は、昼間 60～73dB、夜間 54～71dB であり、No.1 地点（目白通り）の夜間、No.5 地点（目白通り）の昼間、夜間を除く地点は環境基準値（昼間 65dB、70dB、夜間 60dB、65dB）を満足する。
	環境基準値を上回っている No.1 地点（目白通り）の夜間 67dB、No.5 地点（目白通り）の昼間 73dB、夜間 71dB は、現況においても環境基準値（No.1 夜間 65dB、No.5 夜間 70dB、夜間 65dB）を超えており、関連車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は 1dB 未満である。

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論
音圧(㏈)の結論

項目	【工事の完了後】
1. 大気汚染	【地下駐車場の供用に伴う発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】
	二酸化窒素の将来濃度（年平均値）を日平均値（年間 98%値）に変換した値は 0.037ppm であり、環境基準値（0.04 から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下）を下回る。地下駐車場の供用に伴う寄与率は 2.0% である。
	また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度（年平均値）を日平均値（2%除外値）に変換した値は 0.034mg/m ³ であり、環境基準値（0.10mg/m ³ ）を下回る。地下駐車場の供用に伴う寄与率は 0.1% である。
2. 騒音・振動	《工事の施行中》
	【建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音及び振動】
	建設作業騒音レベル（L _{Ad} ）は、解体工事では南側敷地境界付近において最大 84dB であり、勧告基準値（85dB）を下回る。また、新築工事では北側敷地境界付近において最大 73dB であり、勧告基準値（70dB）を下回る。
	なお、工事の実施にあたっては、建設機械の集中稼働を行わないよう、建設機械の分散稼働に努める。また、作業時間及び作業手順は、周辺に著しい影響を及ぼさないように、事前に工事工程を十分検討し騒音の低減に努める。
3. 土壌汚染	《工事の施行中》
	【汚染土壤の掘削・移動等に伴う土壤の影響の内容及び程度】
	計画地内の一帯には水質汚濁防止法に基づく届出事業所が存在していた。また、それ以外の範囲についても、有害物質の使用が推測される印刷関連業、金属加工、クリーニング、医療関連業等の存在が確認されていることから、有害物質が使用された可能性が否定できない。
	事業実施に伴う地形改変にあたっては、土壤汚染防止法第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続きを行う。また、工事実施に際して新たな汚染土壤が確認された場合においては、「土壤汚染対策法」及び「環境確保条例」に則り、適切な飛散・拡散防止措置を実施することから、汚染土壤が計画地周辺に拡散することはないと考えられる。
	なお、汚染土壤が確認された場合には、土壤汚染の汚染拡散防止措置を実施するとともに、その内容を事後調査において明らかにする。
	以上のことから、事業の実施に伴い土壤汚染が周辺地域に影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものと考える。
4. 道路交通騒音	《工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音及び振動》
	工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル（L _{Ad} ）は、昼間 32～47dB であり、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下、「環境確保条例」という。）に基づく規制基準値（昼間 65dB）を下回る。工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間 1dB 未満～8dB である。
	工事用車両の走行にあたっては、アイドリングストップ等の実施を周知・徹底し、振動の影響の低減に努める。
5. 関連車両の走行に伴う道路交通騒音	《工事の完了後》
	【関連車両の走行に伴う道路交通の騒音及び振動】
	関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル（L _{Ad} ）は、昼間 60～73dB、夜間 54～71dB であり、No.1 地点（目白通り）の夜間、No.5 地点（目白通り）の昼間、夜間を除く地点は環境基準値（昼間 65dB、70dB、夜間 60dB、65dB）を満足する。
	環境基準値を上回っている No.1 地点（目白通り）の夜間 67dB、No.5 地点（目白通り）の昼間 73dB、夜間 71dB は、現況においても環境基準値（No.1 夜間 65dB、No.5 夜間 70dB、夜間 65dB）を超えており、関連車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は 1dB 未満である。

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論
評価の結論

項目	評価の結論
4. 地盤	<p>《工事の施行中》</p> <p>【掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度】</p> <p>掘削工事において地盤の変形を生じさせる要因として掘削による地盤の変形が考えられる。</p> <p>掘削による地盤の変形について、本事業では最大 T.P. -約 19.20m (G.L. -約 23.50m) 程度まで掘削する計画であるが、最深部を含む地下構築範囲の掘削工事において、山留壁として遮水性及び剛性の高いSMWをN値 50 以上であり、かつ、難透水層である上総層群粘性土層 (Kac 層) に達する T.P. -約 33.70m (G.L. -約 38.00m) 程度まで施工する計画である。</p> <p>以上のことから、掘削による地盤の変形は最小限に抑えられ、掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度は小さく、評価の指標を満足するものと考える。</p>
5. 水循環	<p>《工事の施行中》</p> <p>【掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度】</p> <p>本事業では、最深部を含む地下構築範囲の掘削工事 (最大地盤掘削深度 T.P. -約 19.20m (G.L. -約 23.50m) 程度)において、山留壁として遮水性及び剛性の高いSMWをN値が概ね 50 以上であり、難透水層である上総層群粘性土層 (Kac 層) に達する T.P. -約 33.70m (G.L. -約 38.00m) 程度まで施工する計画である。</p> <p>掘削範囲の周囲を遮水性の高いSMWで囲うことにより、第1帶水層及び第2帶水層よりも深い位置の難透水層まで根入れすることにより、掘削範囲内の帶水層は山留壁の外側と分離、遮水される。これにより、各帶水層の地下水位低下及び流況の変化を抑制できる。</p> <p>また、ディープウェル工法による揚水・排水を行うが、地盤及び地下水位の状況についてモニタリングを行いながら施工することとし、必要に応じてリチャージ工法等の対策を行う。</p> <p>以上のことから、計画地周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものと考える。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論
評価の結論

項目	評価の結論
5. 水循環	<p>《工事の完了後》</p> <p>【地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度】</p> <p>本事業における掘削工事では、山留壁の設置及び地下構造物等の存在により、地下水流の水位及び流況に影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>既往資料調査及び現地調査結果を踏まえると、計画地で確認された帶水層は、計画地周辺においても連続的かつ広範囲に分布しているものと想定される。これに対し、計画建築物の地下構造物等が占める範囲は計画地内ののみの限定的なものである。帶水層の分布範囲にくらべて、計画建築物の地下構造物等の範囲は十分に小さく、地下水は地下構造物等を迂回しながら流れると想定される。</p> <p>したがって、工事完了後の地下水流は、地下構造物等の周囲を迂回すると考えられ、地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度は小さいと予測する。</p> <p>以上のことから、地下構造物等の存在により、計画地周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものと考える。</p>

《工事の完了後》

【地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】

本事業では山留壁の設置及び地下構造物等の存在により、地下水の水位及び流況に影響を及ぼす可能性がある。

既往資料調査及び現地調査結果を踏まえると、計画地周辺の帶水層は連続的かつ広範囲に分布しているものと想定される。これに対し、計画建築物の地下構造物等が占める範囲は計画地内ののみの限定的なものである。地下構造物等の存在により、計画地周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものと考える。

表(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 日影	『工事の完了後』 【冬至日ににおける日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 冬至日において3時間以上の日影が生じる範囲は、概ね計画地の北側の限られた範囲であった。計画地周辺地域への日影の影響を低減するため、計画建築物を計画地中央付近に配置する計画としており、これにより日影の影響を低減していると考える。計画建築物により3時間以上の日影が生じると予測される範囲は、計画地の北方向に約100m程度の範囲に生じているが、計画地及びその周辺は、計画地東側の一部を除き日影規制対象区域外となっている。そのため、計画建築物の存在により日影規制を越える日影は生じない。 以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制を満足するものと考える。

表(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
8. 風環境	『工事の完了後』 【平均風向、平均風速及び最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度】 防風対策を行わない場合、計画建築物の存在により領域C(中高層市街地相当の風環境)に変化する地点が計画地北西側、南側、東側、計画地内北側、南東側、デッキ階において、計9地点、領域D(強風地域相当の風環境)となる地点が計画地内北西側に1地点生じると予測するが、植栽等による防風対策を講じることにより、領域B(低中層市街地相当の風環境)となり、風環境は改善されると予測する。 以上のことから、計画建築物の存在により、計画地周辺地域の風環境に変化はあるものの、建設前とほぼ同様の領域A(住宅地相当の風環境)及び領域Bに相当する風環境が維持されるものと考える。

項目	評価の結論
3. 風環境	『工事の完了後』 【平均風向、平均風速及び最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度】 防風対策を行わない場合、計画建築物の存在により領域C(中高層市街地相当の風環境)に変化する地点が計画地北西側、南側、東側、計画地内北側、南東側、デッキ階において、計9地点、領域D(強風地域相当の風環境)となる地点が計画地内北西側に1地点生じると予測するが、植栽等による防風対策を講じることにより、領域B(低中層市街地相当の風環境)となり、風環境は改善されると予測する。
4. 地点	以上のことから、計画建築物による日影時間の変化はない。
5. 風環境	本事業では、計画地北東側に広場を整備し、計画地北側への日影の影響を軽減に努める計画とする。
6. 日影	以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制を満足するものと考える。
7. 電波障害	『工事の完了後』 【計画建築物の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害】 計画建築物により、地上デジタル放送については計画地西側、衛星放送については計画地北東側及び北東側において、テレビ電波の遮へい障害が生じると予測するが、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、ケーブルテレビの活用等の適切な電波受信障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消すると考える。 また、反射障害については、地域的な反射障害として図示するまでには至らない程度と考える。 以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」を満足するものと考える。

表1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論
評価の結論

項目	評価の結論
9. 景観 《工事の完了後》	<p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>事業の実施により、計画地は現況の中高層の事務所建築物が多く立地する市街地景観から高層建築物を中心とした新たな都市景観へと変化する。一方で、計画地北東側に北東広場が整備されるなど、広場及びオープンスペースが整備されることで、計画地東側の文京区小石川運動場及び小石川後楽園との連続性が向上する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「まち並みの連続性や一体感が感じられる文京区の南北の玄関口としての顔づくりを行い、周辺環境と調和した良好な景観形成を実現する。」との整合性が図られるものと考える。</p>

表1(9) 環境に及ぼす影響の評価の結論
評価の結論

項目	評価の結論
10. 史跡・文化財 《工事の施行中》	<p>【埋蔵文化財包蔵地の改変の程度】</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地が計画地のほぼ全域に分布しており、その大部分を掘削（最大掘削深さ6.1m、約-23.5m）することから、本事業の実施により影響を受ける。</p> <p>現状、計画地内には、既往の建築物が立地しているため、それらの建築物の解体工事と並行して埋蔵文化財の確認調査を行う予定である。調査の方法・範囲については文京区教育委員会と協議を行ったうえで確定する。</p> <p>なお、未周知の埋蔵文化財が存在する可能性について、掘削工事の着手前に文京区教育委員会に確認を行う。</p> <p>埋蔵文化財の存在が確認された場合は、東京都教育委員会、文京区教育委員会へ連絡なく報告し、「文化財保護法」に基づき適正に対処する。</p> <p>以上のことから、埋蔵文化財包蔵地の保存及び管理に支障は生じないことから、評価の指標を満足するものと考える。</p>

項目	評価の結論
11. 自然との触れ合い活動の場 《工事の完了後》	<p>【自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響】</p> <p>ウォーキングコースの利用者と工事用車両の交差が生じるものの、交通誘導員を配置することにより、ウォーキングコースの利用者も含めた一般の歩行者の通行に支障を及ぼすことないと考える。</p> <p>以上のことから、自然との触れ合い活動の場までの利用経路を阻害することはなく、評価の指標を満足するものと考える。</p>

項目	評価の結論
12. 自然との触れ合い活動の場 《工事の完了後》	<p>【自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度】</p> <p>事業の実施により、計画地内に広場空間、歩行者通路、歩道空間が整備され、バリアフリーに配慮した散策・回遊空間として、地域の歩行者ネットワーク形成に寄与する。また、これらの広場等は、デッキ上も含めて植栽を配置し、立体的なみどりを創出する。</p> <p>以上のことから、新たな自然との触れ合い活動の場が創出され、ウォーキングコース（希望の道、ぶんきょう文人の道）の機能が向上するとともに、就業者・地域住民も含めた自然との触れ合い活動の場の利便性が高まるものと考える。</p>

表1(10) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
12. 廃棄物 <工事の施行中>	<p>【既設建築物の解体、計画建築物の建設に伴って発生する廃棄物等の排出量、再利用・再資源化の量及び処理・処分方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存建築物の解体に伴う廃棄物の排出量は、コンクリート・木くす約 60,255t・金属くず約 4,121t、混合廃棄物約 1,099t、木くす約 508t と予測する。これらの廃棄物の処理にあたっては、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材で 99%、建設混合廃棄物 83%)を達成するものと考える。なお、これ以外の品目についても不要材の減量や分別の徹底に努める。また、既存建築物に使用されている石綿含有建材については、解体工事に先立ち、「石綿障害予防規則」、「大気汚染防止法」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」、「文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱」等に従い、既存建築物設計図による調査、現地での目視調査等を実施し、必要に応じて材質分析調査を併用して、状況に応じた対策を講じながら除去作業を実施することから、評価の指標を満足するものと考える。 建設発生土の発生量 建設発生土の発生量は、約 308,400m³と予測する。建設発生土は、受入機関の受入基準への適合を確認したうえで場外搬出することにより適正に処理する計画とし、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすことで、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値 (88%) を達成するものと考える。 建設汚泥の発生量 建設汚泥の発生量は、約 16,112m³と予測する。建設汚泥は、産業廃棄物として適正に処理する計画であるが、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすことで、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値 (96%) を達成するものと考える。 建設工事に伴い生じる廃棄物の発生量 建設工事に伴い生じる廃棄物の発生量は、約 8,400t と予測する。これらの建設廃棄物は分別を徹底し、種類に応じて保管、搬出、再利用促進及び不用材の減量等を図る等、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材 99%、建設混合廃棄物 83%)を達成するものと考える。なお、これ以外の品目についても不要材の減量や分別の徹底に努める。

表1(11) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
12. 廃棄物 <工事の完了後>	<p>【施設の供用に伴って発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の種類及び排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法】</p> <p>施設の供用に伴って、住宅以外から約 9,800kg/日、住宅から約 1,000kg/日の廃棄物が排出されるが、「廃棄物の処理及び再利用に関する法律」、「東京都廃棄物条例」、「文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」等の法令等を遵守し、廃棄物を適正分別して保管場所の管理を徹底する等、関係法令に示される事業者の責務を果たすことで、「東京都一般廃棄物処理基本計画(モノ・プラン文京)」に示される目標を達成するものと考える。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足するものと考える。</p>

項目	評価の結論
13. 温室効果ガス <工事の完了後>	<p>【施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の程度及びそれらの削減の程度】</p> <p>施設の供用に伴う温室効果ガス排出量は約 15,424t-CO₂/年、基準建築物に対する削減量は約 10,283t-CO₂/年、削減率は約 40%と予測する。設備システム及び高効率な設備の省エネルギー化等により温室効果ガスの発生量の削減に努めることから、温室効果ガスの排出抑制が図られるものと考える。</p> <p>以上のことから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「環境確保条例」及び「東京都建築物環境配慮指針」に示される「事業者の責務」の内容を満足するものと考える。</p>

◎東京都告示第千百二十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

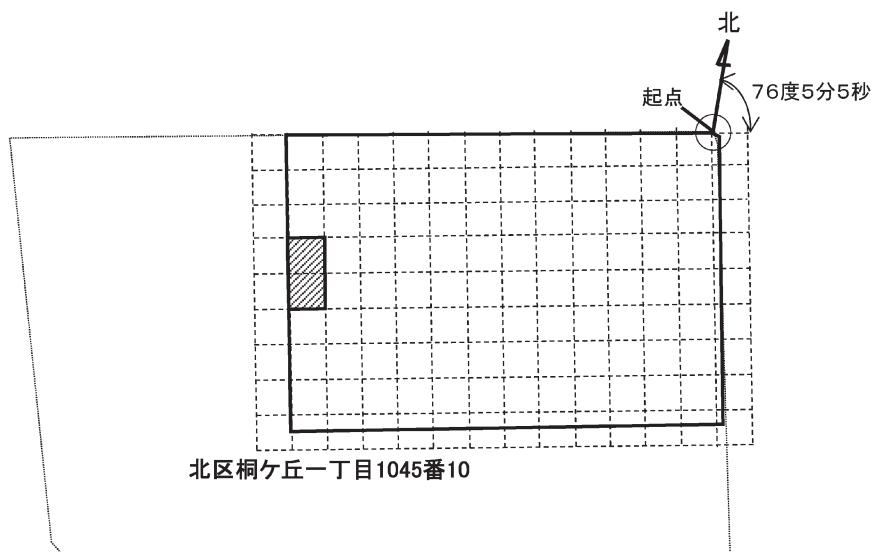
令和七年十二月十一日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区桐ヶ丘一
 丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
 九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
 害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】

起点は、北区桐ヶ丘一丁目1045番10
 の最北端とする。

【凡例】

----- 単位区画

----- 筆境界

----- 調査対象地

■ 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度(76度5分5秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び
 南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10
 m間隔で引いた線により構成されている格子を、
 起点を中心として、右回りに回転させた角度を示
 す。

正

職

○令和7年十一月四日東京消防庁長官第十一十六号

増官令第十一号

任命権者別	都一般 (人)	警視庁 (人)	東京消防庁 (人)	計 (人)
局長級	1	4	—	1
部長級	6	4	—	10
課長級	12	—	1	13
課長代理級	3	1	—	4
主任級	1	1	—	2
1級職	25	—	—	25
合計	48	6	1	55

△

任命権者別	都一般 (人)	警視庁 (人)	東京消防庁 (人)	計 (人)
局長級	1	—	—	1
部長級	6	4	—	10
課長級	11	—	1	12
課長代理級	3	1	—	4
主任級	1	1	—	2
1級職	25	—	—	25
合計	47	6	1	54

△

任命権者別	都一般 (人)	警視庁 (人)	東京消防庁 (人)	計 (人)
局長級	—	—	—	—
部長級	—	—	—	—
課長級	1	—	—	1
合計	1	—	—	1

記出シ、回々一ノト認

△

発行

電話 東京都

○三(五三三二二)一一一一一(代) 都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価

一箇月 本号

(郵送料を含む。) 六、六〇〇円 三〇円

印刷所

電話 東京都

○三(三八一二)五二〇一(代) 文京区白山二丁目十三番七号

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この紙の
リサイクル適性を示すもの